

令和3年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和3年12月22日(月) 13:50~16:00 橋本市役所 会議室B	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭 鈴木 秀幸	
審議対象期間	令和2年10月1日 ~ 令和3年3月31日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)令和2年度下半期の入札・契約結果について (2)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について
制限付一般競争入札	0件	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p><b>【(1)令和2年度下半期の入札・契約結果について】</b></p> <p>意見・質問事項等なし。</p>	
<p><b>【(2)定例報告】</b></p> <p>1. 指名競争入札において、1者のみの場合に入札不調となっているが、その際に入札書は開封しないのか。</p> <p>2. 開封することが、法令に抵触しないかを調査し、可能ならば1者のみの場合であっても開封できる仕組みを検討してはどうか。</p> <p>3. 最低制限価格の算出方法について、中央値を採用しているので、応札者が2者のみとなった場合は、2者の平均値が中央値となるので中央値を採用している意味が薄い。算定方法を検討してはどうか。</p>	<p>入札書は開封せずに入札不調とします。</p> <p>他自治体の事例等を調査し、検討していきたいと思えます。</p> <p>わかりました。今後、検討していきたいと思えます。</p>
<p><b>【工事希望型競争入札】</b></p> <p>『旧上下水道庁舎解体等工事』</p> <p>1. 変更契約の理由は何か。</p> <p>2. 変更により家屋調査を追加しているが、当初より家屋調査を計画していなかったのか。</p> <p>3. 家屋調査が必要な範囲の確定は難しいとは思いますが、解体工事の際には家屋調査はあるべきものであると想定し、今後は対応するように。</p>	<p>大きく分けて以下の3点の変更を行いました。1つ目は近隣の家屋調査の実施、2つ目は解体後に設置する柵をバリケードへの変更、3つ目は施工時に判明した地下埋設物の処分の追加です。</p> <p>施工にあたり、近隣へ周知する際に、工事による家屋への影響を心配されたため追加しました。</p> <p>わかりました。本来は、工事担当課より提案すべき内容でしたが、本案件ではそれができていませんでした。今後気を付けます。</p>
<p><b>【工事希望型競争入札】</b></p> <p>『消防庁舎の女性隊員用仮眠室改修工事』</p> <p>1. 改修面積に対して施工金額が大きいように感じるが、どのような理由か。</p> <p>2. 入札経過では応札額が上限近いもの、下限に近いものに2分されている。見方によっては不自然に感じるが、このようなことはよくあるのか。</p>	<p>本案件では、衛生機器、空調機器、ガス給湯器等の衛生設備の設置、また、女性隊員用仮眠室ということもあり、特殊な施設設備を設置しています。なお、設備の品質は中程度の機器を選択していますが、それぞれの機器の単価が高いため、改修面積に対して全体の施工金額は高くなりました。</p> <p>あまり例はありません。</p>
<p><b>【指名競争入札】</b></p> <p>『杉村やすらぎ広場整備(その8)工事』</p> <p>1. 大きな額の変更契約を行っているが、その理由は何か。</p> <p>2. この案件にも遊具設置が含まれているが、次案件との違いは何か。</p>	<p>主に次の2点で変更を行いました。まず、公園管理担当課との協議により、監視カメラ設置の追加、張芝面積の増加を追加したことです。</p> <p>本案件に含まれる遊具は既製品となります。次案件は業者が提案する特注品であり、本案件とは性質が異なるため、調達を分けて行いました。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【随意契約(プロポーザル)】</b> 『杉村やすらぎ広場複合遊具等設置工事』</p> <p>1. 橋本市においては、プロポーザル方式による遊具設置工事はあまり例のないことだと思うが、プロポーザル方式を選択するに至った経緯は何か。</p> <p>2. 同じ橋本市内にも似た公園があるが、その公園を整備する際にも今回と同じくプロポーザル方式により実施したのか。</p> <p>3. 同じ方式としなかったのは何故か。</p> <p>4. 実際に契約を締結した日は、実施要領に記載されているスケジュールより1ヶ月程度遅くなっているが、どのような理由か。</p> <p>5. 本案件はプロポーザル方式を選択したため、結果的には費用が高くなった。プロポーザル方式がふさわしかったか否かを本委員会でも問題提起する案件とはならない。また、どのような入札方式を選択するかは行政側の判断となるが、財政状況等のコスト意識を常に持って調達方法を検討するように。</p>	<p>今回の案件で設置する複合遊具は、画一的なデザインは存在せず、色々な遊具を各業者において組み合わせて作成する、それぞれの公園だけのための特注品となります。そのため、より安心安全で利用者に楽しんでもらえる公園とするため、業者の独創性・ノウハウを活用することのできるプロポーザル方式を選択しました。</p> <p>実施しておりません。</p> <p>多くの集客を見込み、にぎわいを創設する施設とするために、価格以上に、より良いものを調達できるプロポーザル方式を選択しています。</p> <p>優先交渉者決定後の遊具の設置箇所等を決定する協議に時間を要しました。</p> <p>わかりました。</p>